

【補足資料】

平成27年度農業体験学習の実施状況調査について

平成27年10月9日
宮城県農林水産部農業振興課

1 アンケートの目的

農業を取り巻く国内外の環境が大きく変動する中、将来の本県農業・農村の担い手となるべき青年農業者の確保育成は重要な課題となっています。

農業を職業として選択する青年を幅広く確保するためには、幼少期から「職業としての農業」に対する関心を醸成していくことが重要です。

加えて、農業・農村体験や生き物との触れ合いなどの自然体験活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな感性を育み、心身の発達に寄与することが期待されています。

こうした観点から、県では、県内小・中学校を対象に、農業・農村に対する理解を深め、子どもたちの豊かな人間形成を図るための農業体験学習の取り組み支援を行っています。

ついては、今後の支援に資するため、貴校における農業体験学習の取り組み状況と事業推進に当たっての課題を把握したいので、アンケートに御協力をお願いします。

2 農業体験学習とは？

教育の一環として農畜産物の生産(農作業)・加工を児童生徒が実際に体験するものを指します。

《具体例》

- ① 農作物栽培（稲，そば，豆類，いも類，野菜，果物，花，きのこなど）
- ② 家畜飼養（牛，豚，鶏，馬，山羊，羊など），養蚕
- ③ 農畜産物加工（豆腐づくり，そば打ち，餅つき，バターづくりなど）

《実施例》

- ① 生活科，社会科，技術・家庭科，総合的な学習の時間などの授業で実施
- ② 職場体験や起業教育などの授業で実施
- ③ 課外授業で実施
- ④ 遠足や修学旅行で実施
- ⑤ クラブ活動や部活動で実施

※以下の場合、今回調査する「農業体験学習」には含めません。

- ① 観察や試験を目的とした理科や科学の授業教材としての植物栽培 ※下記補足
- ② 校内環境美化に伴う活動（花壇・プランター等）
- ③ 小規模栽培・観察（バケツ稲，アサガオ，植木等）
- ④ 愛玩動物の飼育（ハムスターやウサギなど小動物，小鳥，メダカ，昆虫等）
- ⑤ 栽培や収穫体験を伴わず，購入した材料を調理室等で調理・加工する活動
- ⑥ 林業体験（植林，下刈り，自然観察，炭焼き等）
- ⑦ 漁業体験（魚の放流，地引き網等）
- ⑧ 宿泊を伴うが農作業を伴わない農家・農村生活の体験（修学旅行含む）

【補足説明】

理科や技術・家庭で取り組む農作物の栽培について

ケース1 発芽の状況を観察する目的での試験栽培など ⇒農業体験に含めない

ケース2 技術・家庭の「生物育成」などで、用土，肥料の調製から播種・定植，仕立て，収穫など一連の作業を実施する場合については、プランターやポット栽培でも「農作業体験」に含めてください。ただし、学級の人数と比較し作物の数が少ない場合やバケツ稲栽培は含めないで下さい。